

令和7年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和6年5月17日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

1. 基本的な考え方

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進等、国立大学法人等の使命を果たすための基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

また、昨今の予測困難な社会情勢にあつては、国立大学法人等は本来の役割である教育研究機能の強化とともに、それによる地域・社会・世界への貢献や、新たな価値の提供がより一層求められている。そのためには、国立大学法人等が、知と人材の集積拠点として、様々なステークホルダーとの連携による創造活動を展開する「共創」の拠点となることが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設整備に当たっては、令和3～7年度を計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文部科学大臣決定）に基づき、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用することとし、必要な改修を適切な時期に実施することにより、安全性を確保しつつ100年程度の長寿命化のライフサイクルへの転換を目指す。また、DXの加速化やカーボンニュートラルへの対応等のGXの推進、多様性への配慮、グローバル化をはじめとする社会・国際情勢の変化や、国立大学法人等に求められる教育研究活動への対応に必要な機能を強化するほか、令和5年6月に決定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）^{*}」を踏まえ、国立大学法人等の施設整備に係るPFI事業及び

^{*} PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

（2）重点分野と目標

ii）各重点分野における取組

⑦大学施設

令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。＜文部科学省＞

- ・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、先行事例の周知や更なる案件候補の創出に向けたトップセールス等、積極的な取組を進める。（令和4年度開始、令和5年度強化）＜文部科学省＞
- ・施設整備補助の交付に際し令和4年度より原則としてPFI実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。（令和4年度開始、令和5年度強化）＜文部科学省＞

公共施設等運営事業を推進する。こうした取組を通じて、キャンパス全体の「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指す。

令和7年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

（１）安全・安心の確保

- 経年45年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための老朽改修を推進
- 法定耐用年数の2倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進

（２）機能強化等への対応

- 老朽改修等に併せて実施する、キャンパスのイノベーション・コモンズ化に資する整備を推進
 - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
 - ・ 大学や高専等の知を活用して地域や社会の課題を解決するための活動等、地域・産業界との「共創」により、地方創生や地域防災、新事業の創出等に貢献する施設整備

※例えば、DX・GX等の成長分野の人材育成・研究強化に伴う環境整備（ソフト・ハード一体となった取組への支援）や、世界から優れた学生や教員を呼び込むためのキャンパスの質及び魅力の向上（戦略的リノベーションを軸とした質及び魅力の向上）、産学官連携による更なる取組の推進、建物の整備と一体的に行う多様性に配慮した改修整備等の視点にも留意

- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

（３）カーボンニュートラルに向けた取組

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修によりZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

なお、推進に当たっては、政府の高等教育政策や科学技術・イノベーション政策に関する動向、「教育未来創造会議 第一次提言」（令和4年5月）及び「教育未来創造会議 第二次提言」（令和5年4月）、「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6年3月)、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」をはじめとした政策の動向、また「国土強靱化基本計画」を踏まえた安全性の確保、令和2年度に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、

「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現に向けて」（令和4年10月）や「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて」（令和5年10月）、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月）、附属学校については「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）等にも留意する*。

あわせて、「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFIによる整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方に基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- （1）要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- （2）病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、（1）を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。
- （3）PFI 事業については、（1）に加えて、「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び「PFI 事業評価基準」に基づき、PFIに係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和7年度概算要求における事業選定の考え方」、予算編成段階においては「令和7年度予算案における事業選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記2. に従い検討会が実施する令和7年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

* 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和5年3月17日付け事務連絡）を踏まえ、必要な施設の整備についても検討すること。

令和7年度概算要求事業 評価方法

カテゴリー：（１）安全・基盤事業、（２）機能強化事業、（３）共創環境強化事業
個別評価項目：１．安全安心な教育環境基盤の整備、２．機能強化等への対応、
３．カーボンニュートラルに向けた取組、４．施設マネジメント
全体評価項目：１．多様な財源による整備状況、２．適正な事業執行、
３．施設に係る法令等の遵守

I 個別評価	（１）安全・基盤事業		（２）機能強化事業	（３）共創環境強化事業
	対象事業		○新增築、改築事業 ○建物の改修事業のうち、老朽化の解消と併せ、教育研究の高度化、産業界等との共創など大学を主体とした「活動」に伴う建物の機能強化を図るもの ○病院の再生整備	○地域・産業界との共創拠点を整備する事業
	○建物の改修事業のうち、大幅なレイアウトの変更を伴わないなど、施設・設備の安全確保や性能維持を主たる目的とした事業			
	○基幹・環境整備 など			
	評価項目・配点			
	1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備	4点 ×1.5	4点	4点 ×1.5
	2. 機能強化等への対応	—	4点	—
	3. カーボンニュートラルに向けた取組	—	(外点1点)	—
	4. 施設マネジメント(事業計画の適正性)	4点 ×1.5	4点	4点 ×1.5
	満点の合計	12点	12点	12点

II 全体評価	以下の項目に、１つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点	
	1. 多様な財源による整備状況	【○、×】
	2. 適正な事業執行	【○、×】
	3. 施設に係る法令等の遵守	【○、×】

総合評価	総合評価	I 個別評価 と II 全体評価 の合計点 [12点満点]
	S※	11点以上
	A	9点以上
	B	7点以上
	C	6点以上

※ 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目（3は除く）の中にcが含まれるときは、総合評価はAとする。
※ 長寿命化促進事業については、上記枠組みとは別に、評価は別途実施。

「Ⅰ 個別評価」 の考え方

1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備 [4点]

a評価 (4点) b評価 (2点) c評価 (0点)

〔評価の視点〕 耐震性能、経年状況、事故歴等による（新增築の評価は4と連動）

2. 機能強化等への対応 [4点]

a評価 (4点) b+評価 (3点) b評価 (2点) c評価 (0点)

- ①必要性・緊急性 [a, b, c (3段階評価)]
②持続発展性等 [a, b, c (3段階評価)]

全てa

aとb

全てb

左記以外
(cを有する)

〔評価の視点〕 → 後掲

3. カーボンニュートラルに向けた取組 [(外数1点)]

a評価 (1点) — (0点)

カーボンニュートラルに先導的に取り組んでいると評価される法人について、『ZEB』（先導的なNearly ZEBを含む）で求められている省エネ・創エネ基準の達成が見込まれる新增築、改築及び改修事業を実施しようとする場合に、評価の外数として1点を加点する。

〔評価の視点〕

- カーボンニュートラルの実現に向けた全学的方針
- カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ
- キャンパス内における施設のZEB化計画
- カーボンニュートラルの実現に向けた自己財源等の投入計画
- カーボンニュートラルの取組による地域社会への貢献状況・波及効果の検証

〔留意事項等〕

- カーボンニュートラルの実現に向けた定量的な目標については、政府目標（地球温暖化対策計画、政府実行計画等）を上回ることを
- 施設のZEB化に当たり、PPAの活用など、コスト削減に積極的に取り組んでいること
- 積雪寒冷地における太陽光発電の最大効率化など、施設のZEB化に向けた先導的な手法の導入に積極的に取り組んでいること

○先導モデル法人（過年度に選定された法人を含む）について、今後、カーボンニュートラルの実現に向けた先導的な取組の進捗状況をフォローアップ予定

4. 施設マネジメント [4点]

a評価 (4点) b+評価 (3点) b評価 (2点) c評価 (1点)

事業計画の適正性

- ①事業規模等 [a, b, c (3段階評価)]
②事業費用 [a, b, c (3段階評価)]

全てa

aとb

全てb

左記以外
(cを有する)

③多様な財源の確度、事業目的等

〔共創環境強化事業のみ〕 ※ 条件を満たさない場合は評価対象外

〔評価の視点〕

(4 ①事業規模等)

- 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設/基幹設備を対象としているか。
- （改築の場合、）取壊し予定の建物が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。
- （増築等の場合、）狭隘化の状況のみならず、大学経営的な判断、取組（財源見通し）が反映されているか。
- (4 ②事業費用)
- 事業規模当たりの費用が過大でないか。
- (4 ③多様な財源の確度、事業目的等)
- 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、建物の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

評価の仕組み（「機能強化等への対応」（4点満点））

- 本項目では、「①必要性・緊急性」、「②持続発展性等」の観点で、それぞれ3段階の観点別評価を行い、それを踏まえた全体の評価を行う。
（観点別評価） 優良：a / 可：b / 不可：c
（全体の評価） ①②が全てa：a（4点） / ①②がaとb：b+（3点） / ①②が全てb：b（2点） / 上記以外：c（0点）
- 本項目においては、以下、4点の資料のみを用いて評価を実施する（各々の内容は後述）。
（i）当該評価シート（本票）
（ii）「事業概要」ポンチ絵
（iii）「イノベーション・commonsの全体イメージ」ポンチ絵
（iv）その根拠となる参考資料

一般事業（附属病院以外の事業）

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 機能強化が必要となる施設面の課題
- 課題を踏まえた施設整備の必要性及び緊急性
- 「活動」の実態（既にある場合）、「活動」の主体（決まっている場合等）

※ 特に施設面について、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。
※ 特に附属学校・高等専門学校の場合、多様なステークホルダーとともに共創が展開されるイノベーション・commons（共創拠点）の側面だけでなく、児童生徒学生等の教育研究の側面からの記載も可能である（大学についても同様）。
※ なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価においては評価せず」、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。
※ イノベーション・commons化に資する「外部パブリックスペース」については、上記を含む各項目・観点で「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えて具体的に記載。

■別途添付すべき資料：

- 「事業概要」と題したA4のポンチ絵1枚

※ 以下の内容を含むこと
（建物整備の場合）

・ 団地における整備位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが分かればなおよい）、整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報を含む、本事業により整備する建物の平面概略図（改修・増改築の場合には、事業前後の違いが分かるようそれぞれ図示して表現すること）。

（外部パブリックスペース整備の場合）

・ 他施設（既存施設を含む）と有機的に連携した空間であることが分かるよう、団地における整備位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが分かればなおよい）、整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報を含む、本事業により整備する平面概略図。

■この項目における評価の観点：

- 当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。

- 本事業が、大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・commons化に施設面から資するものであるか※。

※ 高等専門学校における宿舍の浴室整備等、共創活動が想定しづらい場合、無理にイノベーション・commonsと結びつけないでよい。

大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係

■記載すべき事項：

- 本事業の前提となる「活動」が、大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）、または政府の政策等※に照らして必要なものであること

- 当該文書の該当部分の引用等、具体的かつ明確な根拠

※ 「教育未来創造会議 第一次提言」（令和4年5月）、「教育未来創造会議 第二次提言」（令和5年4月）、「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6年3月)、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」における議論内容や、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」等を念頭に、例えば博士人材の育成・活躍促進や、グローバル化、DX・GX等の成長分野や、安全・安心の確保に対応した施設整備が挙げられる。

■別途添付すべき資料：

- 「イノベーション・commonsの全体イメージ」と題したA4ポンチ絵1枚

※ 以下の内容を含むこと

・ 団地全体において、共創活動が行われる空間やエリア等を含む、区画や道などのゾーニング等の設定、本事業により整備する建物の位置（改修・増改築で事業前後に位置の違いが生じる場合は、それが分かるようそれぞれ図示して表現すること）。

- 上記の根拠となる、組織として目指す「イノベーション・commons」を決定した文書や実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋等

※ 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要は無い。また、必要と認められる内容であれば、枚数は問わない。なお、施設整備を実施する上での参考資料を想定しており、大学の運営方針やビジョンなどの、具体的な施設整備計画について言及されていない資料は想定していない。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであるかどうか。

- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであるか。

- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

② 持続発展性等

持続発展性

■記載すべき事項：

- 中長期的な教育研究活動の継続・発展に向けて実施する取組
- 当該活動により期待できる中長期的な効果・成果、活動を支える仕組み（個別名称があれば記載すること）
- 施設整備等による特徴や工夫（フレキシブルな活用や、研究設備・機器の共用等）
（イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」の場合：）
- 上記に加え、他施設（既存施設を含む）と有機的に連携した空間形成の工夫や特徴を踏まえた内容
※ いずれも、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業の実施により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できるか。
- 本事業により整備した建物が中長期的に活用される見通しがあるかどうか。

地域社会等との連携

■記載すべき事項：

- 社会との接点（地域、自治体、産業界など）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）
- 取組を支える施設整備上の工夫
※ いずれも、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。
※ 地域、自治体、産業界については協力相手先の具体的な個別名称を記載すること（協定や要請事項等がある場合には名称とその内容も記載）。

■この項目における評価の観点：

- 本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できるか。

他のプロジェクトとの関係（該当がある場合のみ）

当該施設で行う「活動」に関し、文部科学省、他省庁等又は学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績がある場合や応募している（応募を検討している）場合

■記載すべき事項：

- 具体的なプロジェクト及び経費の名称、その実施期間を記載すること。
※ 共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても、上記のプロジェクト経費と同様の扱いとして、記載できるものは記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学における教育研究の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」を一体として検討されているものかどうか。
- 本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」に対し、「イノベーション・コモンズ」となるようなプロジェクト経費※を準備しているかどうか。
※ 下記参考に掲載されているプロジェクト経費等はあくまでも一例であり、これ以外の経費により「イノベーション・コモンズ」を形成する場合も記載すること。
※ 「プロジェクト経費を準備」については、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものについても含まれる。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。

【参考】「イノベーション・コモンズ」と関連のあるプロジェクトの例

- 「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和5年2月8日改定）における「大学自身の取組の強化」のための事業（「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等を含む。）（総合振興パッケージ p.19 参照）
- 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム、OPERA、COIプログラム）、大学発新産業創出プログラム、オープンイノベーション機構の整備事業、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム、地方大学・地域産業創生交付金事業、産学融合拠点創出事業等の産学官連携事業

補足(留意事項等)

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容をしっかり理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて具体的に記載すること。
- 新築、改築、100㎡を超える増築を伴う事業は本票2枚以内、その他の事業は本票1枚以内にまとめること（文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと）。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

評価の仕組み（「機能強化等への対応」（4点満点））

- 本項目では、「①必要性・緊急性」、「②持続発展性等」の観点で、それぞれ3段階の観点別評価を行い、それを踏まえた全体の評価を行う。
 （観点別評価） 優良：a / 可：b / 不可：c
 （全体の評価） ①②が全てa：a（4点） / ①②がaとb：b+（3点） / ①②が全てb：b（2点） / 上記以外：c（0点）
- 本項目においては、以下、4点の資料のみを用いて評価を実施する（各々の内容は後述）。
 （i）当該評価シート（本票） （ii）「事業概要」ポンチ絵
 （iii）「イノベーション・commonsの全体イメージ」ポンチ絵 （iv）その根拠となる参考資料

附属病院の事業

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 機能強化が必要となる施設面の課題
- 課題を踏まえた施設整備の必要性及び緊急性

※ 特に施設面について、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。
 ※ なお、改修の場合の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「2. 機能強化等への対応に関する評価においては評価せず」、「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価する。
 ※ イノベーション・commons化に資する「外部パブリックスペース」については、上記を含む各項目・観点で「施設」や「建物」を「屋外環境」に読み替えて具体的に記載。

■別途添付すべき資料：

- 「事業概要」と題したA4のポンチ絵1枚

※ 以下の内容を含むこと
 （建物整備の場合）

・ 団地における整備位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが分かればなおよい）、整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報を含む、本事業により整備する建物の平面概略図（改修・増改築の場合には、事業前後の違いが分かるようそれぞれ図示して表現すること）。

（外部パブリックスペース整備の場合）

・ 他施設（既存施設を含む）と有機的に連携した空間であることが分かるよう、団地における整備位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが分かればなおよい）、整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報を含む、本事業により整備する平面概略図。

■この項目における評価の観点：

- 当該建物で実施しようとしている具体的な「活動」がどのようなものであり、その「活動」が既存施設では対応できず、本事業による整備が緊急かつ必要不可欠なものであるか。
- 本事業が、大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・commons化に施設面から資するものであるか。

大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係

■記載すべき事項：

- 本事業の前提となる「活動」が、大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）、または政府の政策等※に照らして必要なものであること

- 当該文書の該当部分の引用等、具体的かつ明確な根拠

※「教育未来創造会議 第一次提言」（令和4年5月）、「教育未来創造会議 第二次提言」（令和5年4月）、「博士人材活躍プラン～博士をとうろう～」（令和6年3月）、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」における議論内容や、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」等を念頭に、例えば博士人材の育成・活躍促進や、グローバル化、DX・GX等の成長分野や、安全・安心の確保に対応した施設整備が挙げられる。

■別途添付すべき資料：

- 「イノベーション・commonsの全体イメージ」と題したA4ポンチ絵1枚

※ 以下の内容を含むこと

・ 団地全体において、共創活動が行われる空間やエリア等を含む、区画や道などのゾーニング等の設定、本事業により整備する建物の位置（改修・増改築で事業前後に位置の違いが生じる場合は、それが分かるようそれぞれ図示して表現すること）。

- 上記の根拠となる、組織として目指す「イノベーション・commons」を決定した文書や実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋等

※ 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要は無い。また、必要と認められる内容であれば、枚数は問わない。なお、施設整備を実施する上での参考資料を想定しており、大学の運営方針やビジョンなどの、具体的な施設整備計画について言及されていない資料は想定していない。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」が、大学のミッション等の達成や社会的課題の解決に資するものであるかどうか。
- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、キャンパス・マスタープランやロードマップに記載されているなど、組織として計画的なものであるか。
- 大学等が目指す「イノベーション・commons」の内容が、大学等のミッションに照らして大きく乖離がないか（個別の内容の適否については評価対象としない）。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

持続発展性

■記載すべき事項：

- 中長期的な教育研究活動や医療活動の継続・発展に向けて実施する取組
- 当該活動により期待できる中長期的な効果・成果、活動を支える仕組み（個別名称があれば記載すること）
- 施設整備等による特徴や工夫（フレキシブルな活用や、研究設備・機器の共用等）
- 今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時における医療活動の継続に寄与する施設整備について、その際に地域等から求められている当該附属病院の役割や可能となる医療活動や、そのための施設整備上の特徴・工夫
- ※ 教育研究活動や医療活動については、本事業に関係する事項の状況等（例：病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治療件数など）を合わせて記載。

（イノベーション・commonsを形成する「外部パブリックスペース」の場合：）

- 上記に加え、他施設（既存施設を含む）と有機的に連携した空間形成の工夫や特徴を踏まえた内容
- ※ いずれも、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業の実施により「活動」の活性化や高度化、成果の創出が期待できるか。
- 本事業により整備した建物が中長期的に活用される見通しがあるかどうか。

地域社会等との連携

■記載すべき事項：

- 社会との接点（地域、自治体、産業界など）を継続・発展させるための取組（例えば、地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出など）や、外的要因に掲げられている社会的な役割・要請に係る取組に対応するための施設整備上の特徴・工夫
- ※ いずれも、具体的にわかりやすく、明確に記載すること。
- ※ 地域、自治体、産業界については協力相手先の具体的な個別名称を記載すること（協定や要請事項等がある場合には名称とその内容も記載）。
- ※ 将来の変化に対応するための建築的工夫については、「今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会・報告書」（平成26年3月今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会）第3章第2節3.及び別紙も参照。

■この項目における評価の観点：

- 本事業の実施により、社会（地域、自治体、産業界、海外の研究機関等）との共創活動の活性化や、社会に貢献できる人材の育成等、大学等と社会との連携強化が期待できるか。

他のプロジェクトとの関係 〈該当がある場合のみ〉

当該施設で行う「活動」に関し、文部科学省、他省庁等又は学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績がある場合や応募している（応募を検討している）場合

■記載すべき事項：

- 具体的なプロジェクト及び経費の名称、その実施期間を記載すること。
- ※ 共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても、上記のプロジェクト経費と同様の扱いとして、記載できるものは記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学における教育研究の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」を一体として検討されているものかどうか。
- 本事業及び本事業で整備する施設を使った「活動」に対し、「イノベーション・commons」となるようなプロジェクト経費※を準備しているかどうか。
- ※ 下記参考に掲載されているプロジェクト経費等はあくまでも一例であり、これ以外の経費により「イノベーション・commons」を形成する場合も記載すること。
- ※ 「プロジェクト経費を準備」については、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものについても含まれる。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。

【参考】「イノベーション・commons」と関連のあるプロジェクトの例

- 「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和5年2月8日改定）における「大学自身の取組の強化」のための事業（「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等を含む。）（総合振興パッケージ p.19 参照）
- 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム、OPERA、COIプログラム）、大学発新産業創出プログラム、オープンイノベーション機構の整備事業、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム、地方大学・地域産業創生交付金事業、産学融合拠点創出事業等の産学官連携事業

補足(留意事項等)

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容をしっかり理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて具体的に記載すること。
- 新築、改築、100㎡を超える増築を伴う事業は本票2枚以内、その他の事業は本票1枚以内にまとめること（文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと）。

「Ⅱ 全体評価」の考え方

1. 多様な財源による整備状況 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 過去5年間に多様な財源による施設整備の実績がない場合

2. 適正な事業執行 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合※1
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合※1
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合※1
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(過去3年間に2回提出又は直近1年間の顛末書※1で当該事業が繰越※2の何れかに該当)

3. 施設に係る法令等の遵守 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間(令和3年度～令和5年度)※3に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間(令和3年度～令和5年度)※3に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合※1
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合※1

※1 原則、昨年(令和4年度)の7月から今年(令和5年度)の6月末までに判明したもの。

※2 翌債繰越(補正等を除く)、明許繰越(国債最終年度内に完了したものを除く)、事故繰越となったもの。

※3 原則、3年に1度の報告義務があるため。



上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点